

徳島県病院局管理規程第十六号

徳島県病院局職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

徳島県病院事業管理者 香 川 征

徳島県病院局職員服務規程の一部を改正する規程

徳島県病院局職員服務規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

第七条中第四項を削り、第五項を第四項とする。

第十九条第一項に次のただし書きを加える。

ただし、総務事務システムを利用できる場合は、部分休業の承認及び取消の請求は、総務事務システムにより行うことができるものとする。

様式第八号を次のように改める。

様式第 8 号 別添

附 則

この規程は、令和三年一月一日から施行する。